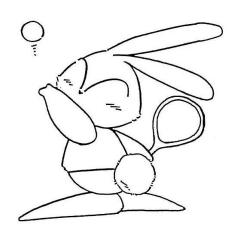
ソフトテニス長期基本計画2017

(2017年度~2021年度)

<夢膨らむ ソフトテニス>



公益財団法人 日本ソフトテニス連盟

ソフトテニス長期基本計画2017

(公財)日本ソフトテニス連盟は、昭和58年(1983年度)以来、ソフトテニスの抱える現状や課題に対応すると共に、ソフトテニスの一層の普及振興を図るため、将来像の基本となる方向性を示す長期基本計画を策定し、その方針に沿って総合的かつ計画的に取り組んできた。

現在の長期基本計画は、平成28年度(2016年度)をもってその計画期間が終了するため、現計画の達成状況や課題を踏まえて、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)を計画期間とする「ソフトテニス長期基本計画2017」を策定するものである。策定にあたっては、当連盟が目指している公益財団法人としての高い社会的信用を維持し、公益目的事業である「ソフトテニスの普及振興事業」を行うことを目的として取り組むことを前提としている。

ソフトテニス長期基本計画 2017 の理念

現在の長期基本計画の理念及び主要な課題についての多くは、一定の進捗が図られ、成果を上げている。これまでのソフトテニスの課題も時代とともに変化しており、次期計画では更に我が国での愛好者の増加を図るとともに、日本で生まれたソフトテニスを世界に広め、世界各地で多くの人から愛されるスポーツとして普及振興するため、当連盟の総力を挙げ取り組むものとする。

そのため、これから取り組む長期基本計画の施策は、「ソフトテニスの普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする」当連盟の目的をより明確にして「ソフトテニスの普及振興事業」「ソフトテニスの競技力向上事業」「ソフトテニスの国際振興事業」を3つの柱に位置づけ推進する。特に、ソフトテニスを通じて環境保全と共に自己責任やフェアプレイの精神を身につけ、マナーを重んじる等の教育を推進し青少年の健全育成を図るものとする。

|ソフトテニス長期基本計画 2017 のキャッチフレーズ

<夢膨らむ ソフトテニス>

I. ソフトテニスの普及振興事業

く安心・安全みんなのスポーツ ソフトテニス>

我が国におけるソフトテニス関係者数は、中学校や高等学校在学時の経験者を含めると数百万人といわれているが、残念ながらマイナースポーツの領域から脱することはできない。2016年には45万6千人の登録者があり、他の競技と比べて遜色はない。

子供人口の減少に伴い小・中学校の生徒数も減少傾向にあるため、スポーツ競技団体では選手確保のため若年層の取り組みに神経を尖らせている。このような状況の中でソフトテニス人口を減少させることなく、組織の更なる発展を考えると、子供たちの心をキャッチすることが今後の競技団体発展に大きな影響を与えることができ、また高校生から大人世代にかけてもその心をつかむことが組織発展につながることは間違いがないと考えられる。そのため、大会を含めて各種事業展開においては、広報活動を中心としてソフトテニスの良さ、楽しさをどんどん発信し、それらの情報の元、ソフトテニスを楽しむ子供たちがソフトテニス活動を通して夢を描けたら最高である。夢は子供だけのものではなく、大人も子供もソフトテニスを通して心に夢が描けるように長期基本計画 2017 では大会を含め各種事業の推進に図ることとする。

また世界的規模で取り組まれている環境対策に加え、「教育」の視点にたった青少年の健全育成を図るため、スポーツマンとしての倫理教育と「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン活動の推進に取組むこととする。

1. 「ソフトテニス競技規則の制定」

ソフトテニス競技(ダブルス・シングルス)を実施するために必要な競技規則を定めることを目的として、ソフトテニスの振興と競技性の向上、テニスとのコート規格等、万人がより安全に楽しく競技できるよう必要に応じて検討を行い改訂し、ソフトテニスハンドブック(競技規則・審判規則・大会運営規則)に反映する。また世界各地でのソフトテニス振興に向けて、我が国が中心的な存在となり、国際競技規則との整合性を図る。

2. 「全日本ソフトテニス選手権大会等開催」

(日本連盟が主催する全国的・大規模な大会)

各大会に定めた大会要項により実施し、その要項については、ホームページで公開するとともに、毎年冊子にまとめた大会要項を、加盟団体を通じて各団体に配布する。各大会の開催地については、全国各地の加盟団体で持ち回り開催し、各地でのスポーツ振興に貢献していくとともに、一部大会の開催地固定化についても検討を行う。大会の参加については、誰でもが自由に参加できる大会や、或いは誰でもが参加が可能な各都道府県の

予選会等や実績により参加することができる大会があるが、小学生からシニアまで生涯スポーツとして、あらゆる年齢層で全日本大会の開催を継続する。また、一部大会をより格調の高い大会として実施する方策について検討する。

3. 「地域ソフトテニス大会支援」

地区連盟が主催する大会を、継続して支援する。大会の開催地は、一部を除き、地区連盟内の加盟団体で持ち回り開催され、各地でのスポーツ振興に貢献している。大会の参加については、誰でもが自由に参加できる大会や、或いは誰でもが参加可能な各都道府県の予選会等や実績により参加することができる大会があるが、小学生からシニアまで生涯スポーツとして、あらゆる年齢層で地区大会を開催するとともに、当連盟からの補助金、開催地連盟の負担金により開催を推進する。

4. 「加盟団体が行うソフトテニスの競技力の向上と普及振興支援」

47 都道府県ソフトテニス連盟等の加盟団体が行うソフトテニスの競技力向上と普及振興事業を支援する。全国で15,000 団体を超える多くの地域クラブやジュニアクラブ、スポーツ少年団、中・高・大学生の団体等の育成・充実を図ることを目的として、加盟団体に対して継続して助成支援する。また、47都道府県ソフトテニス連盟が主催する中学生大会、レディース大会においても同様に、充実を図るための補助を継続して行う。全国で一斉にソフトテニスを楽しみPR活動をする「ソフトテニス週間」の在り方については再検討を行い、よりよい方策を検討し、実施する。

5. 「ソフトテニスの広報活動」

広く国民にソフトテニスの楽しさを知ってもらえるように、メディアの持つノウハウを活用し、新たな広報活動の企画、また現広報活動の更なる充実を行い、広報活動の活性化を図る。

- (1)「ホームページの運営(ウェブサイト、携帯電話等)」、「広報誌(機関誌、会報)発行」は継続するが、「観て楽しめ、活用できるホームページ」、「読みたくなる広報誌」となるよう内容について検討し、改善する。それにより閲覧者や購入者の増加を目指す。
- (2) 各種目メディアに対しては、選手や大会に関する事前の情報提供を 徹底して行い、新聞や雑誌、テレビ等で取り上げてもらえるように活動の充実を図る。
- (3) 全日本選手権大会のNHKテレビ放送を継続する。
- (4) メディアへの各種大会等の結果連絡については、結果のみならず、 話題性の高い内容のコメントを加えて提供する。

- (5) 各年度の主要大会(当連盟主催・共催大会等)の大会記録およびランキングを冊子にまとめた大会記録集は、デジタル化を含め効果ある記録集の作成を目指す。ソフトテニスの歌については、日本連盟主催事業での活用と全国各地域での普及を図る。
- (6)日本ソフトテニス連盟及び47各都道府県連盟ホームページテレビ局では、過去の当連盟主催大会の映像を、いつでも見られる等の動画サイトの内容の充実を図り、積極的な動画配信による広報活動を展開する。

6. 「ソフトテニスの表彰・顕彰」

表彰規程に基づき当連盟功労者、加盟団体功労者、優秀監督および優秀 選手、優良団体、ランキング選手、国際大会入賞選手、大会入賞選手、特 別功労者並びに団体等に対して、各種表彰・顕彰を実施する。表彰対象者 は、ソフトテニスの普及発展に尽力し功労顕著なる者、成績優秀にして他 の模範となる者、指導・育成に貢献した者等であり、今後の活動の更なる 充実を図ることを目的として表彰する。

7. 「ソフトテニスの技術等級・指導員資格認定」

ソフトテニスを愛好する者に自己の実力を確かめ、更に技術を向上する ための目標を与えることを目的として「技術等級の認定」および「指導員 の認定」を継続して行う。ただし、指導等級については、ソフトテニス界 に功労のあった45歳以上の者に対し、名誉指導員のみ認定を行っている。

8. 「ソフトテニスの審判員資格認定」

公認審判規程において、日本連盟及び加盟団体が主催する大会が円滑に 運用され、その権威が保持されることを目的として公認審判員を置くとなっており、ソフトテニス競技を行う上で不可欠なルールを修得し公平で安全に競技するため、「ソフトテニス公認審判員の養成認定」を継続して行うとともに審判員の資質向上を目指す。

9. 「ソフトテニスの用具・用品、施設認定」

愛好者・競技者が安全でニーズに応じて、快適にソフトテニスができるよう、ソフトテニス用具・用品およびコート施設に関して公認規程に基づき公認基準を設け、「公認」の審査、また公認後の指導を継続して行う。

公認される用具・用品およびコート施設に関しては、機能的で、安全性が高く、品質の優良なものであり、それを提供する事業者のみに「公認」を与える。

Ⅲ.ソフトテニスの競技力向上事業

<真の世界 No1 を目指して>

- 世界No.1 の実力を目指し、10 年を経過した競技者育成プログラム(一貫指導システム)の見直しを図り、実行する。
- 医科学委員会との連携を強め、長期的展望に立った選手の発掘や競技力の向上 を推進する。
- 指導者の資質と指導力の向上及び指導活動の促進を図ることを目的に、(公財) 日本体育協会公認スポーツ指導者養成事業や指導者研修事業を実施して、ソフト テニス競技の振興と競技力向上を担うための指導者を養成する。
 - 1. 「ソフトテニスの競技力向上・医科学研究調査」

ソフトテニスの競技力向上のため「競技力向上」、「医科学研究調査」、 「アンチ・ドーピング」を継続して行う。

(1)「競技力向上」

真の世界 No1 の実力を備えた選手が育成できるように、競技者の発掘・育成・強化の流れについて、過去 10 年間を検証し、競技者育成プログラムの見直しを行い、選手強化の推進を図る。

見直しに関しては、下記の観点を採り入れて行う。

- ① ソフトテニス競技をより魅力のあるスポーツに育て、競技を通じて青少年の健全育成に寄与する。
- ② 各カテゴリーの全日本チームや日本を代表するチームに所属する選手 の競技力向上を目的とした合宿を実施する。
- ③ 国際的に活躍できる選手の育成を目的として、上記2に示すチームに所属する選手等を各種国際大会へ派遣する。
- ④ 各種国際大会においては、競技力向上のみならず、選手の人間性の向上 に役立てるように、海外選手との交流、異文化の体験等も積極的に採り 入れる。
- ⑤ 強化選手の大会における状況や新たな有望選手の発掘を目的とし、指導スタッフを各種大会へ派遣(視察)をする。

(2) 「医科学研究調査」

競技者の健全な心身育成のため、スポーツドクターやトレーナー等による合宿帯同や定期的チェックを実施する。各種フィットネスデータを 集積・分析し、選手の身体ケア、健全な発達、適切なトレーニングに役立てる。また、コート等の施設・用具の特性を調査し、競技力向上との 関連性の分析等研究成果を公開し、全国的な競技力向上に役立てる。 これらの活動は医科学委員会が中心となって推進するが、この他、同委員会においては、一般競技者の体力増強や巧緻性の向上、発育・発達状況に応じたソフトテニスの楽しみ方等について、医科学的観点からの情報提供等を行う。

(3) 「アンチ・ドーピング」

日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連携し、ドーピング防止の普及啓発活動を実施して、スポーツの公平性を競技者に理解させ健全な精神を育成するためにアンチ・ドーピング教育の充実を図る。

また、世界アンチ・ドーピング活動の動向を踏まえ、各種の大会等でのドーピング検査を実施し、全国を統括する競技団体としての責務を果たす。

2. 「ソフトテニスの指導者育成」

スポーツの振興と競技力向上を図るための指導者を養成するため「指導者養成事業」、「全国の小学生・中学生・高校生指導者の合同研修会」の実施を継続する。

ソフトテニス競技の振興と競技力向上にあたる指導者の資質と指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進と指導体制の確立を図ることを目的に、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度のソフトテニス専門科目養成事業の充実を図り実施する。「全国の小学生・中学生・高校生指導者の合同研修会」は、各都道府県連盟を代表する小学生・中学生・高校生の指導者各1名を一堂に会し、ジュニア層のソフトテニス活動における課題の改善について検討すること、また、競技者育成プログラムの現状を把握し、さらなる推進に向けて協議を行うことを目的に開催する。

Ⅲ. ソフトテニスの国際振興事業

<世界の街で ソフトテニス>

国際事業推進においては、世界に広がり、オリンピック委員会と強く結びついているテニス競技の協力を得ながらオリンピック参加を目指すことを目標に各種事業等の推進にあたる。

1. 「ソフトテニスの国際振興」

ソフトテニスの世界的振興における中心的なリーダー国として「国際普及活動の推進」、「国際指導体制の充実」、「国際大会の開催促進」を推進するとともに、テニス競技団体との連携も深める。

(1) 「国際普及活動の推進」

- ① 海外への指導者、選手の派遣を行う。
- ② ソフトテニス用具・用品の支援をする。
- ③ 普及指導用教材の作成(DVD及び翻訳等) および提供を行う。 ア、 ソフトテニス競技紹介用DVDおよびパンフレット イ、 技術指導用DVD、審判技術用DVD、ルールブック
- ④ ジュニア選手、シニア選手等の国際交流促進

(2) 「国際指導体制の充実」

国際指導員制度(ASTF)及び国際審判員制度(ASTF)を推進する。それにより国際大会に審判員の派遣や未開発国等への指導者の派遣を実施する。

(3) 「国際大会の開催促進」

- ① 2021年日本で開催される「ワールドマスターズ ソフトテニス」 大会への準備体制の確立・活動を行い、大会の成功を目指す。
- ② アジア競技大会へのソフトテニスの参加活動と世界選手権大会、アジア選手権大会の開催および大会運営を支援する。
- ③ 世界各国で開催される国際大会を支援すると共にオリンピック委員会が認める大陸別、地区別競技大会参加に向けての活動と大会運営支援を行う。

以上のソフトテニスの普及振興事業を推進するために

組織、財政の強化

<新しい時代への力を創る>

1 平成11年に会員登録制度が制定されてから20年近く、また小・中学生の会員 登録有料化から10年以上が経過し、組織、財政の強化が着実に進められてきた。 更なる組織、財政の強化に向けてソフトテニス愛好者増加の取り組みを全国各 地で積極的に推進し、登録会員の増加を図るとともに財源確保に向けた新たな システムの検討を実施する。